

としま区民後見人養成講習説明会の掲示の依頼について

区では、令和 3 年に制定した「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」に基づき、豊島区民社会福祉協議会とともに、成年後見制度を含む権利擁護支援に関する取組を進めております。

この取組の一環として、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、「区民後見人養成講習」の実施を予定しております。この養成講習は、3 年に 1 度実施しており、3 日間の入門講座、6～8 日間の基礎講座、5～7 日間の実践講座を行います。養成講習の実施に向け、裏面紙のとおり、8 月 7 日・8 月 22 日に事前説明会を実施します。

つきましては、広く区民の皆さまに周知いたしたく、町会掲示板への掲示のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 依頼内容

町会掲示板への掲示

2. 掲示物

裏面「第 4 回としま区民後見人養成講習 説明会」参照

3. 問い合わせ

掲示物に関すること：福祉総務課 計画・施策推進グループ 03-4566-2422

説明会の内容に関すること：福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」
(豊島区民社会福祉協議会) 03-3981-2940

以上

第4回

としま区民後見人 養成講習 説明会



～地域の支え手として活躍しませんか～

① 8月7日(木)

② 8月22日(金)

※①②ともに同内容、定員50名

時間：10時～11時30分

会場：としま区民センター7階 会議室

対象：区内在住で概ね25歳～65歳の方

※養成講習の受講希望者は、説明会に必ず参加

成年後見制度とは

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でなく、ご自身で財産管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、ご本人に代わって財産管理や契約などを行う制度です。

区民後見人とは

豊島区が実施する講習を修了後、後見活動メンバーとして登録し、家庭裁判所の選任を受けた方が区民後見人として活動します。

親族や専門職ではなく、地域に暮らす住民として、ご本人と同じ目線で考え、支援することが期待されています。

どんな活動をするの？

【たとえば...】

- ・ 定期的な訪問による生活状況の確認
- ・ 税金や光熱水費などの日常的な金銭の支払い
- ・ 必要な福祉サービスの契約
- ・ 入院の手続き、施設入所の契約 など

講習の内容は？

令和7年9月 ⇒ 入門講座(9/12, 19, 26)
11月以降 ⇒ 基礎講座(6～8日間)
令和8年上半期 ⇒ 実践講座(5～7日間)

※講座は原則、平日昼間に実施
※基礎・実践講座に進むには選考あり
※関心のある方は、まず入門講座を受講してください。

申込み・問合せは・・・

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

〒170-0013

豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階

TEL 03-3981-2940 FAX 03-3981-2946

E-mail siensitu@a.toshima.ne.jp

ホームページ <https://toshima-shakyo.or.jp>

7/15(火)9時～
受付開始

詳細はホームページを
ご参照ください。



主催：豊島区

受託実施：豊島区民社会福祉協議会